

第14章 水防報告

第1節 緊急報告

水防管理者は、次の場合は速やかに知事に報告するものとする（379～382 ページ）

- 1 警戒水位に達したとき、又はそれ以外の場合で水防団、消防機関出動したとき
- 2 水防作業を開始したとき
- 3 堤防等に異常を発見したとき及びこれに関する処置を行ったとき
- 4 一般被害の生じたとき

第2節 水防活動実施報告

水防が終結したときは、水防管理者は、水防活動終了後2日以内に次の事項を取りまとめ土木事務所を経由して知事に報告するものとする。（411～412 ページ）

- 1 気象の状況
- 2 出水、雨量、水位、高潮及び波浪の状況
- 3 水防団員及び消防機関に属する者の出動、終結の時刻及び人員
- 4 堤防その他の施設等の異常の有無
- 5 水防作業の状況及びその結果
- 6 使用水防資材の種類及び員数、経費並びにその消耗分と回収分
- 7 水防法第28条による公用負担下命の種類及び員数
- 8 応援の状況
- 9 居住者の出動状況
- 10 警察、自衛隊援助の状況
- 11 現場指導員氏名
- 12 避難立退きの状況
- 13 水防関係者の死傷状況
- 14 功労者及びその功績について
- 15 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見